

デジタル・トランスフォーメーション
筑後市 DX 推進計画

～デジタルによる、安全・安心・便利で持続可能なまちづくり～

令和4年11月

第1章 計画策定の背景と国・県の取り組み

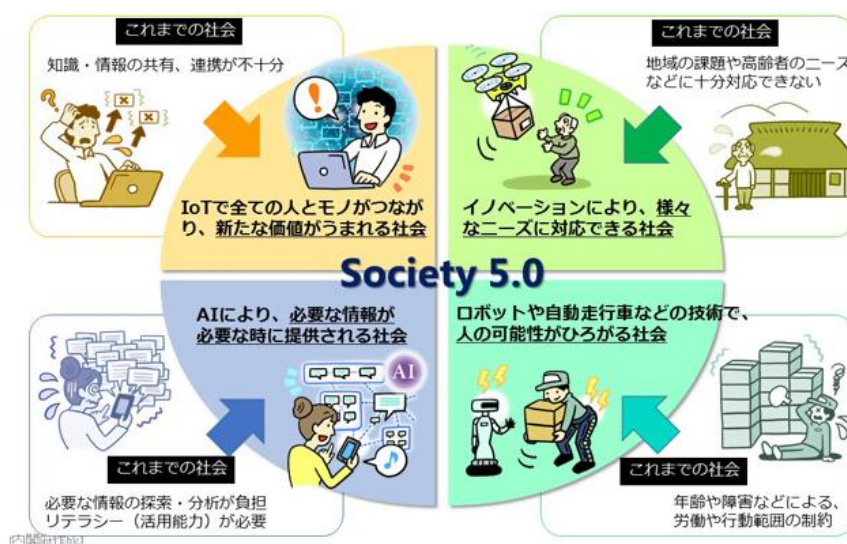
I. DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは

今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、非効率、煩雑な手続や給付の遅れなど、住民サービスにかかる様々な課題が明らかになりました。また、少子高齢化の進行や、近年の大規模な自然災害といった社会的な課題に対しても、迅速で効果的な対策が求められています。

国は「デジタル・ガバメント実行計画」の中で、まずは国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出する「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」を実現し、「あらゆる手続が市役所に行かずにできる」、「必要な給付が迅速に行われる」など、利用者目線の改革を進めていくことが必要である、としています。

また、行政が保有する様々なデータを、住民・企業が活用できるような形で提供し、新たなデジタル・ビジネスを創出するなど、地域のデジタル化のための基盤を構築していくことが求められています。

利用者目線に立った質の高い行政サービスの提供と、デジタル化による地域の活性化へ向けた「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」を進めるため、本市の方針と取り組みを示す「筑後市 DX 推進計画」を策定します。



【参考】 Society 5.0 で実現する社会（内閣府サイトより抜粋）

https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/

これまでの情報社会（Society 4.0）では、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障害などによる制約がありました。

Society 5.0 で実現する社会は、全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。



II. 国・県の状況

1. 国の動き

(1) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げ、デジタル社会を形成するための基本原則を定めています。また、デジタル社会の形成に関する司令塔として「デジタル庁」設置の必要性が示されました。

(2) デジタル・ガバメント実行計画

社会全体のデジタル化を進めるためには、まずは行政のDXが必要であり、「デジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）」を基本原則とすること等を定めています。

(3) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

以下の意義を定めた上で、次に掲げる「重点取組事項」、「自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項」を定めています。

- ・自治体における行政サービスについて、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと
- ・自治体が保有するデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM^{※1}等により行政の効率化・高度化を図るとともに、民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等を創出すること

【DX 推進計画における重点取組事項】

- | | |
|--------------------|--------------|
| ①自治体情報システムの標準化・共通化 | ④AI・RPAの利用推進 |
| ②行政手続のオンライン化 | ⑤テレワークの推進 |
| ③マイナンバーカードの普及促進 | ⑥セキュリティ対策の徹底 |

【自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項】

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| ①地域社会のデジタル化 | ②デジタルデバインド ^{※2} 対策 |
|-------------|-----------------------------|

※1…EBPM：Evidence-Based Policy Making とは、①政策目的を明確化させ、②その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、当該政策の根拠を明確にし、これに即したデータ等のエビデンスを可能な限り求め「政策の基本的な枠組み」を明確にする取り組みのことをいいます。

※2…デジタルデバインド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者

と利用できない者との間に生じる格差のこと。この計画では主に身体的・社会的条件（性別、年齢、学歴の有無等）の相違に伴う利用格差を示す「個人間・集団間デジタルデバイド」を指しています。

2. 県の動き

(1) 福岡県 DX 戦略

少子高齢化や生産年齢人口の減少、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による社会的・経済的な課題の深刻化と社会のあらゆる分野への急激な変化の中で、今後も継続的な成長と発展を遂げるためには、行政と民間が連携し、社会のあらゆる分野で DX を進め、便利で豊かな生活や、産業の競争力向上を目指していく必要がある、とした上で、以下の「4つの視点による社会」を実現と、これを推進するための「6つの施策の柱」を定めています。

- ・デジタル技術の浸透により、幸せに暮らせる社会（生活）
- ・デジタル技術による地域産業の持続的発展を実現できる社会（産業）
- ・デジタル技術を用いて活躍できる社会（人材育成）
- ・デジタルの利便性を実感できる社会（行政、データ活用）

柱1 魅力あふれる快適地域の形成

（新しい働き方の推進と新しい暮らしに対応した県民生活の利便性・安全性向上）

柱2 地域経済の活性化

（産業のDX推進による生産性向上、高付加価値化）

柱3 デジタル社会を切り拓く人材の育成、県民の情報リテラシーの向上

（ICTを活用した新しい時代の学びの環境整備）

柱4 フルデジタル県庁

（県民サービス向上のためのデジタル化推進と業務改革）

柱5 デジタルで光るスマート市町村

（市町村のDXへの強力な支援）

柱6 官民のデータ利活用の推進

（データに基づく政策立案と民間によるデータ利活用の推進）

第2章 筑後市の現状及び課題

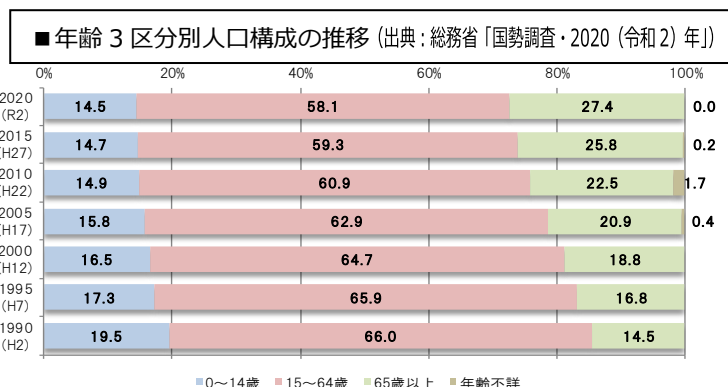
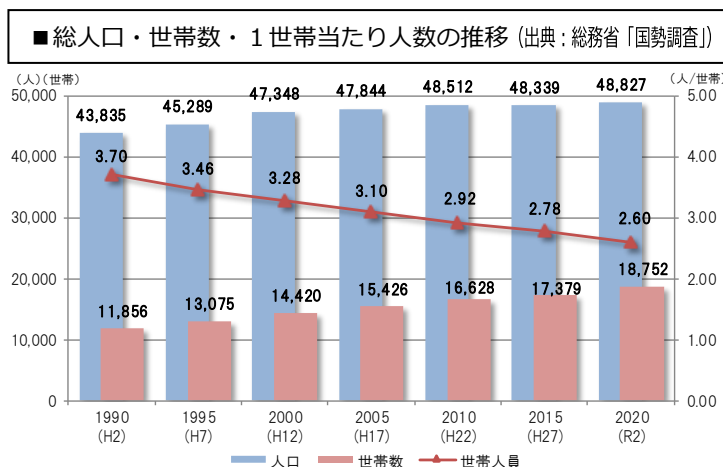
I. 現状認識と本計画における課題設定

本市の人口は、最新の国勢調査結果では48,827人と前回より488人の増加となり、人口は横ばいもしくは微増傾向にあります。しかし、年齢構成については高齢人口（65歳以上）が27.4%と、2015（平成27）年と比べると、年少人口及び生産年齢人口の割合は0.2～1.2ポイント減少し、高齢人口の割合は1.6ポイント増加しており、依然として少子高齢化が進んでいる状況です。

今後、本格的な人口減少時代が到来した場合、本市においても税収の落ち込み、社会保障費の増大等により、地域サービスの提供及び安定的な行政運営が危ぶまれるという事態が予想されます。

この現状分析に基づき、本計画における課題設定として、以下のとおりとします。

「人口減少時代にあっても行政サービスを持続・発展し続ける市役所の実現」



II. これまでの本市の取り組み

これまで本市が取り組んできた、主にデジタル化に係る施策については、以下に掲載のとおりです。

事業名称	事業概要	サービス開始 (予定) 時期
ごみ分別アプリ導入事業	地域でのごみ回収日や出し方などいつでも問い合わせることができる ゴミ分別アプリ（さんあーる）を導入しました。	R1.8
小中学校におけるICT化事業	GIGAスクール端末の導入、ネットワーク環境整備のほか、遠隔学習の 強化、GIGAスクールサポーターの配置等を行いました。	R3.4
公共施設予約システム導入事業	公共施設の予約をインターネット上で可能とするシステムを導入しま した。	R3.4
スマホアプリ収納環境構築事業	公共料金の支払いを、スマホアプリからキャッシュレスで納付するシ ステムを導入しました。	R3.4
図書館電子図書整備事業	電子図書サービスにより、図書館に来館しなくても本を読むことがで きる環境を整備しました。	R4.1
キャッシュレス化推進事業	市民・市内事業者のキャッシュレス決済の普及や消費を喚起し地域経 済の活性化を図るため、ボーナス還元キャンペーンを実施しました。	R4.4
証明書コンビニ交付事業	マイナンバーカードを持っている住民が、住民票及び印鑑証明をコン ビニで交付を受けることができる環境を整備しました。	R4.4
筑後市公式LINE構築事業	市の広報情報を素早く届けるために、幅広い世代で利用されている LINEアプリを導入しました。	R4.4
保育所等業務効率化（ICT化） 推進事業	ペーパーレス化等の環境整備を行い、保育所等におけるICT化を推進 しました。	R4.4
乗合バス事業者キャッシュレス 決済導入事業	公共交通事業者である乗合バス事業者に対して、キャッシュレス決済 に対応する機器導入を推進しました。	R4.8
地域活動再開支援環境整備事業	新しい生活様式に対応したコミュニティ活動を促すため、情報通信技 術（ICT）ツール活用と環境整備を行いました。	R4.8
電子母子手帳導入事業	アプリで管理できる母子手帳を導入しました。	R4.9

第3章 計画策定の目的及び計画の位置付け

I. 本計画策定の目的

前章にて設定した課題の解決と「自治体 DX 推進計画」に定められる重点取組事項等の着実な推進を図るため、本計画を策定するものです。本市の DX にかかる取り組みについて広く周知することにより、市役所のみならず住民、民間事業者等の関係者が共通の理解のもと、官民の垣根を越えて共創し、新しい社会を構築していく契機となることを目的とします。

併せて、官民でのデータ活用の推進を図るとともに、国・県の施策との整合を担保することで、広域的なデータ流通を促し、将来的には、地域課題の解消、行政サービスの質の向上、住民の利便性向上など、データの利活用を通じた地域経済の活性化を図ります。

II. 本計画の位置付け

1. 第6次筑後市総合計画との関連性

市の将来像である「恵みの多い自然、ゆかしい歴史と文化のうえに人の和を織りなして、住みよいふるさと、活気に満ちたまち ちくご」の実現に向けた総合計画の政策を、DX の観点から推進するものとして位置付けます。

2. 官民データ活用推進基本法との関連性

官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 9 条第 3 項に規定する計画として策定します。

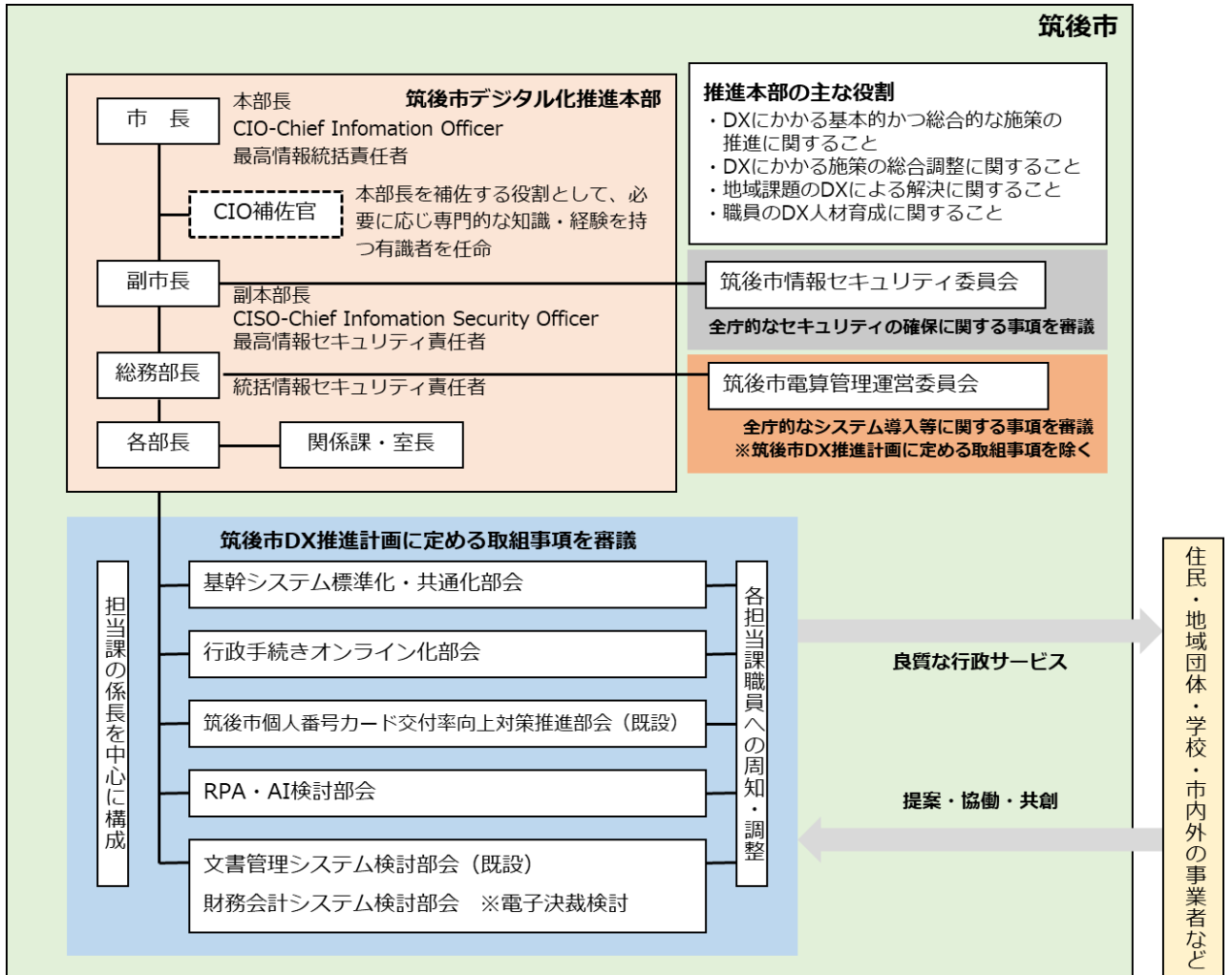
3. 計画期間

計画期間は、国の「自治体 DX 推進計画」の期間の始期と合わせ、2022（令和 4）年度とし、終期については本市「第 6 次総合計画（後期計画）」の終期と合わせ、2026（令和 8）年度までの 5 年間とします。なお、計画期間内においても、後期計画の策定結果、国の指針の変更、社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。

第4章 計画の推進体制

I. 筑後市デジタル化推進本部の設置

本計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民基本台帳、健康・福祉、子育て等の窓口職場を中心とする部門との連携、協力が不可欠です。そのため、庁内に部署横断的な「筑後市デジタル化推進本部」を設置します。



第5章 本計画における施策の基本的な方針

I. 基本方針とビジョンについて

第2章において設定した課題「人口減少時代にあっても行政サービスを持続・発展し続ける市役所の実現」を図るため、本計画が目指すビジョンとして、以下のとおりとします。

本計画が目指すビジョン：

「デジタルによる、安全・安心・便利で持続可能なまちづくり」

具体的には、以下2本の柱を設定し、各施策を推進していきます。

II. 行政のデジタル化

1. あらゆる行政手続きのオンライン化を進めます！

国の「自治体DX推進計画」が定めている子育て・介護・引越しの手続き（当市が取り扱っている27手続き）について、スマホを使って自宅等から手続きが可能な環境を整備します。その後も国の方針に沿って、本市が取り扱う手続きのオンライン化を推進していきます。

2. 市役所のデジタル化により、効率化を徹底します！

国の「自治体DX推進計画」が定めている「自治体情報システムの標準化・共通化」の方針に従って、システム・業務プロセスを刷新し、効率化を図ります。

また、庁内におけるデジタル化を推進し、ペーパーレス化、業務の自動化、人工知能（AI）活用による業務効率化を図ります。

併せて、庁内のデータ利活用を図り、EBPM（根拠に基づく政策決定）により、各政策課題の改善に取り組みます。

III. 地域のデジタル化

1. マイナンバーカードの普及と利活用を推進します！

「令和4年度末までにほぼ全ての住民がマイナンバーカードを所持」という国の目標を踏まえ、引き続きカード普及に努めていきます。

また、カード自体の利便性を高めるため、印鑑登録カードや図書館カード等の多目的利用を検討します。

2. 誰ひとり取り残されないデジタル化に取り組みます！

これまでデジタル技術の恩恵を受けることが困難であった住民について、スマホ教室等の開催を通じて学びの場を提供します。

併せて高齢や障がいのためにデジタル技術を使いこなすことが困難な住民のため、アクセシビリティの向上等、デジタル利用をサポートする環境づくりを行います。

3. 積極的なデータの公開により官民でのデータ利活用を促進します！

本市が保有する行政情報は、地域における新事業・新サービスの創出、行政サービスの高度化等を実現し、地域の経済活性化、課題解決等に寄与する源泉として期待されています。よって、個人が特定されないような匿名化を施した上で、積極的なオープンデータ※化を行い、官民でのデータ利活用を図ることにより、住民の利便性向上、新たな雇用機会の創出等の促進を図ります。





※…オープンデータ：政府や自治体等が保有するデータのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したものの、③無償で利用できるものの3点に該当するデータと定義されています。

第6章 DX 推進に係る具体的な施策

I. 行政のデジタル化に係る具体的な施策

事業名	行政手続きのオンライン化	
事業概要	子育て・介護・引越し等の国が定める手続きについて、本市で取り扱いのない4手続きを除く全てのオンライン化を図ります。なお、今後国の対象手続きが拡大された場合も、当該手続きのオンライン化に対応します。	
サービス開始時期	令和5年4月	
事業名	自治体情報システムの標準化・共通化	
事業概要	国が定める2025年（令和7年）度末までに、住民票、戸籍、税等20の対象事務について、標準化準拠システムに更改した上で、国の要件に沿って提供される「ガバメントクラウド」上に移管します。	
サービス開始時期	令和8年1月	
事業名	AI・RPAの利用推進	
事業概要	人工知能（AI）やソフトウェアロボットによる作業の自動化（RPA）等の技術を活用し、職員の業務効率化を図り、より多く的人员や時間をサービス向上、事業の課題解決等に向けてようにします。	
サービス開始時期	令和4年9月	
事業名	ペーパーレス化による事務の効率化	
事業概要	管理職にタブレット端末を配置し、各会議におけるペーパーレス化、オンライン化を図ります。併せて文書管理、財務会計等の電子決裁の仕組みを構築します。	
サービス開始時期	令和5年4月（予定）	
事業名	「書かない窓口」の導入	
事業概要	住民票等の各種証明書発行申請書等について、マイナンバーカードを使って本人情報を読み込むことにより、窓口での記入を不要にします。	
サービス開始時期	令和5年10月（予定）	
事業名	窓口におけるキャッシュレス決裁の導入	
事業概要	窓口での各種証明書発行手数料等のキャッシュレス決裁を導入します。対象とする手数料等については、利用者のニーズに合わせて順次拡大を検討します。	
サービス開始時期	令和5年10月（予定）	

II. 地域のデジタル化に係る具体的な施策

事業名	マイナンバーカードの普及促進	
事業概要	「令和4年度末までにほぼ全ての住民がマイナンバーカードを所持」という国の目標を踏まえ、各課窓口等での周知、カード申請補助窓口の常設、出張申請サポート等の取り組みを継続していきます。	
サービス開始時期	(実施中) 令和5年3月まで【国が定める期限】	
事業名	マイナンバーカードの利活用	
事業概要	健康保険証としての利用、マイナポイント等、国の利活用の仕組みについて住民への周知を図り、自身での申請が困難な住民へのサポートを行います。また、市独自のカード利活用策についても検討します。	
サービス開始時期	(実施中) 計画期間中に市独自の取り組みを検討	
事業名	デジタルデバйд対策	
事業概要	主に身体的・社会的条件に伴う利用格差を抱えている住民に対して、気軽にデジタルに慣れ親しめる取り組みを行います。具体的には高齢者向けスマホ教室等の開催、当市公式HPのアクセシビリティ向上等を図ります。	
サービス開始時期	令和4年12月～(予定)	
事業名	積極的なオープンデータの公開	
事業概要	各種統計データをはじめとした公益性の高い行政情報については、個人が特定できないよう匿名化を施した上で当市オープンデータカタログサイトへの掲載を進めます。	
サービス開始時期	令和5年12月(予定)	

第7章 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

本計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「筑後市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保し、サービスの安定運用、情報の改ざんや漏えい防止等のセキュリティ確保に努めます。

また、官民データ活用に係る住民の不安を払拭するため、「個人情報の保護に関する法律」及び「筑後市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとします。